



® 平成 30 年 11 月 29 日 (木)

No. 14824 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)
-第3回-..... (1)

☆知的財産研修会(侵害予防調査と無効資料
調査のノウハウ)..... (11)

日中韓の審判実務の比較研究 (権利範囲の判断)

-第3回-

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本年9月19、20日に、中国・北京において、第6
回日中韓審判専門家会合、第4回日中韓国際審判官
協議、第4回日中審判専門家会合が開催された。

本会合では、日本、中国、韓国の各特許庁が出席
し、各庁の最新状況に関する情報交換がなされたほ
か、無効審判の審決の書き方や、今後の協力につい

て意見交換が行われた。また、同じ時期に開催され
た日中韓特許庁ユーザーセミナーにおいて、日本特
許庁より、日本の審判制度の概要や、無効審判にお
ける特許請求の範囲の訂正に関する講演が行われた。
今後とも、日中韓における審判実務の交流が推進さ
れることに期待したい。

本稿は、「特許紛争解決のための特許権の範囲に



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士: 原 謙三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 智晴
外題専門部長 弁理士: 岡部 泰隆
特別顧問 弁理士: 小池 隆彌
特別顧問 弁理士: 木下 雅晴

弁理士: 山口 充子
弁理士: 野山 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生
弁理士: 山本 輝

弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 瀧岡 栄一郎
弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之

弁理士: 五味多 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一
弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 森山 浩
弁理士: 黒河 志実

弁理士: 北岡 瞬
弁理士: 伊藤 茂稔
弁理士: 宮坂 友梨
弁理士: 八木下 葉子
中国弁理士: 包 金成
USA弁理士: 岡部 泰隆
EU弁理士: 八谷 晃典
UK弁理士: 新井 孝政
ドイツ弁理士: ユング アルフ
フランス弁理士: 入澤 朋子

中国文書室 室長: 孫 欧
韓国文書室 室長: 張 軫
台湾文書室 室長: 古田 良子
タイ文書室 室長: 鶴田 健太郎
イタ文書室 室長: 瀧岡 栄一郎
インド文書室 室長: 川人 正典
大韓文書室 室長: 武田 憲学
東京文書室 室長: 山崎 由貴
大阪文書室 室長: 五味多 千明
東京文書室 室長: 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階

TEL: 03-3433-5810 FAX: 03-3433-5281 iplaw-tky@harakenzo.com
TEL: 06-6351-4384 FAX: 06-6351-5664 iplaw-osk@harakenzo.com
TEL: 082-545-3680 FAX: 082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
TEL: 052-589-2581 FAX: 052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com>

最新のIP情報を掲載中(随時更新)

<総勢約250名>

についての判断を含む行政システムに関する日中韓比較研究」(以下、「日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)」と称する。)における主要な論点について、複数回に分けて紹介し、解説を行うものである。今回は、韓国の審判手続きについて全体的な概要を紹介し、日本と対比して解説を行う。

2. 日中韓の審判実務の比較研究(権利範囲の判断)の論点

日中韓のいずれにおいても、特許紛争は裁判所への提訴を通じて解決できる。しかし、裁判所への提訴とは別に、日中韓では、特許紛争の迅速な解決のために特許権の保護範囲について判断する行政システムを運用している。

本研究で比較される行政システムは、特許紛争を直接的又は間接的に解決するために、特許権者又は利害関係人は特許権の範囲についての判断を請求するか、又は侵害禁止命令を求めるものである。具体的には、韓国における権利範囲確認審判、中国における専利権侵害紛争審判、及び日本における判定(特許発明の技術的範囲についての見解)である。

以下では、本研究に示されている具体的な論点のうち、韓国の審判手続きについて全体的な概要を紹介し、日本と対比して解説を行う。

3. 韓国における権利範囲確認審判

3-1. 重要性

特許発明の保護範囲は、請求項によって決定される。ただし、権利の明確な範囲を明示することが難しいため、特許権者と第三者の間で、特許発明の保護範囲の解釈を巡って紛争が生じることがある。このような場合には、専門家による判断が必要であり、韓国特許法は特許発明の保護範囲の確認のために権利範囲確認審判を行っている。

権利範囲確認審判の目的は、権限を持つ政府機関を通じて、特許発明の具体的な保護範囲を確認することによって、訴訟の複雑な手続を始める前の早い段階で紛争を解決することである。

権利範囲確認審判は、韓国特許法のみに規定される審判ではなく、韓国の実用新案法、意匠保護法及び商標法においても、権利範囲確認審判について規定されている。したがって、実用新案権、意匠権、商標権に対しても、権利範囲確認審判が

行われている(韓国実用新案法33条、意匠保護法122条、商標法121条)。

<解説>

日本の判定制度は、日本特許庁(JPO)が当事者の請求に応じて特許発明の技術的範囲についての見解を示す制度であり、その重要性は、上記の韓国の権利範囲確認審判と同様である。なお、日本の現在の判定制度は、昭和34年改正特許法の際、従前の「権利範囲確認審判制度」に換わって導入された制度である。

JPOの回答では、「判定結果は侵害確定の前提である事実の問題に関する見解であり、必ずしも紛争の決着にはつながらない。ただし、この制度の特徴は、訴訟に比べて安価かつ単純な手続を通じて、紛争解決の手がかりを与える行政機関の見解を得られることにある。」として、法的拘束力のない見解であるという点を示したうえで、判定制度の重要性が示されている。これは、判定制度が、JPOの公的な見解という鑑定書に相当する性格であるため、その判断が社会的に尊重されているからである。

なお、日本においても、実用新案法、意匠法、商標法において、判定制度を利用できることが規定されている。

<参考>日本における判定制度の規定

●特許法71条1項

特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

●実用新案法26条(特許法71条を準用)

特許法第69条第1項及び第2項、第70条から第71条の2まで、・・・の規定は、実用新案権に準用する。

●意匠法25条1項

登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

●商標法28条1項

商標権の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

3-2. 分類

(1) 積極的権利範囲確認審判

積極的権利範囲確認審判は、特許権者又は